

# 淀川水系流域委員会 第 6 回利水部会検討会 ( 2003.9.19 開催 ) 結果概要

03.10.5 庶務作成

開催日時 : 2003 年 9 月 19 日 ( 金 ) 9:30 ~ 12:30

場 所 : ぱ・る・るプラザ 6 階 会議室 6

参加者数 : 委員 7 名

## 1 決定事項

- ・ 10 月 12 日 ( 日 ) 10:00 ~ 12:00 に第 7 回利水部会検討会を開催する。
- ・ 10 月 20 ~ 24 日の間に、第 5 回利水部会を開催する方向で日程調整を行う。
- ・ 本日の議論、これまで出された委員の意見を踏まえて、部会長が委員会意見書の利水の部分および利水部会のとりのまとめを修正する。

## 2 審議の概要

九州地方整備局および福岡市へのヒアリング結果の報告とそれについての意見交換

- ・ 資料 2-3「九州地方整備局および福岡市ヒアリング結果」を用いて、九州地方整備局および福岡市における利水の概要・節水施策・水需要抑制ならびに水管理センター（福岡市）の配水管理システムの説明が行われた。主な意見は「3 主な意見」を参照。

意見書とりまとめに向けた意見交換

)9 月 18 日に開催された意見書作業部会で作成された整備計画への意見書である「淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書 ( 030918 )」( 未定稿 ) をもとに意見交換が行われた。

)資料 2-1「利水部会とりまとめ ( 案 )」をもとに、部会としての意見とりまとめに向けた意見交換が行われた。

)「整備内容シート」への利水部会としての意見書に関する意見交換が行われた。

以上、主な意見は「3 主な意見」を参照。

## 3 主な説明と意見

<九州地方整備局および福岡市へのヒアリング結果の報告と意見交換>

- ・ 福岡市では、水管理センターにおける配水管理システムや水道料金の逦増制導入、節水条例の施行などが制度として確立されており、水需要管理およびその抑制の先進地区と言える。また日ごろから市民の側にも、水不足問題が理解され、節水意識が浸透している。
- ・ 九州地方整備局の資料に、平成 22 年の水需要の予測値が出ているが、淀川水系の予測数値と比較すると面白い。それに今回のヒアリング結果を加え、水需要管理およびその抑制、節水対策に関する参考資料としてとりまとめてはどうか。
- ・ 水圧コントロール、漏水検知器、節水型シャワーやトイレなどの節水機器の設置、また

水道料金の逡増制導入を始めとした経済的インセンティブ等、水需要抑制に向けたソフト施策をパッケージ化し、住民を巻き込んで実践できるような仕組みづくりを提案すべきである。

- ・ 福岡市では、農業用水と都市用水の水利権者双方で直接話し合いがなされ、補償金を支払うという方法で、農業用水から都市用水への転用が行われている。

#### < 意見書とりまとめに向けた意見交換 >

「淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書」について

- ・ 現時点での意見書の構成は、「 .意見とりまとめ(骨子)」「 .具体的な整備内容シートについての意見」「 .部会ごとの意見とりまとめ」としている。最終的には、9月27日の運営会議で結論が出されることになる。
- ・ 「3.利水」では、基礎原案で、水需要抑制が施策の一番に掲げられたことを評価すべきである。その上で、まだ不十分であるところや、今後の課題についても言及しておきたい。
- ・ 基礎原案「3.河川整備の基本的な考え方」は、まだ内容が不明確である。意見書の前段に、まず、「新規の水資源開発は行わない」という原則を明確に示し、そのために、「水需要管理・水需要抑制を行う」ということを明記すべきである。

#### 資料2-1「利水部会とりまとめ(案)」について

- ・ 「1.基本的スタンス」の前半部分については、資料2-2の荻野委員の意見の一部を参考に書き換えたい。  
利水部会のとりまとめ(案)については、楨村部会長代理と荻野委員に作成支援をお願いする。
- ・ 利水部会の論点として、「森林保全整備」「利水安全度に関する考え方」「利水におけるダムの役割」「水需要予測の精査確認の根拠とその必要性」「湯水調整方法」「水需要抑制のための施策」「他省庁、自治体との協議・誘導」等を加えてはどうか。  
「2.総合的意見」には、「水需要予測の精査確認の根拠とその必要性」など論点の具体的な内容についてもできる限り明記しておきたい。  
「環境流量についての考え方」については、「環境・利用部会」の方で検討されるのが望ましい。
- ・ 農業用水の慣行水利権については、地域用水を自分たちで管理したい、先祖伝来の権利を守りたい、という思いが住民達にある。したがって、住民自らが維持管理に参加するという姿勢で臨まなければ、調整は不可能である。  
だからこそ、「他省庁、自治体との協議・連携、誘導」が大切になってくる。  
新たな水資源開発を行わないというスタンスを維持するのであれば、水の有効利用を検討する過程で、水利権者との接触は避けられない。自治体等との連携は、特に重要であ

る。

「整備内容シート」への利水部会としての意見書について

- ・ 「整備内容シート」への利水部会としての意見は、資料 2-2 の荻野委員から提出されている整備内容シートへの意見をベースに、追記することとする。

以上

説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。